

藤枝市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）
第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項
の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等に関し
必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第 2 条 指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業は、市民がいつ
までも住み慣れた自宅や地域で暮らすことができることを基本に、幾つになっ
ても笑顔で生き生きとした生活を送ることができる地域づくりに資するものでな
ければならない。

(用語の意義)

第 3 条 この条例において使用する用語の意義は、指定居宅介護支援等の事業の人
員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）において使用する用語の
例による。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第 4 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利
用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を
営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、
多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるもの
でなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の
意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居
宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏する
ことのないよう、公正かつ中立に当該提供を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。)、
地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2
の老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業

者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（基準該当居宅介護支援の事業の基本方針）

第 5 条 第 4 条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（基準該当居宅介護支援の事業の基準）

第 6 条 前条に定めるもののほか、法第 4 7 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、前条に規定する基準該当居宅介護支援の事業の基本方針を踏まえたものとしなければならない。

（法第 7 9 条第 2 項第 1 号の条例で定める者）

第 7 条 法第 7 9 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

（指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準）

第 8 条 第 4 条に定めるもののほか、法第 8 1 条第 1 項の条例で定める員数は、規則で定める。この場合において、当該基準は、第 4 条に規定する指定居宅介護支援の事業の基本方針を踏まえたものとしなければならない。

（指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準）

第 9 条 第 4 条に定めるもののほか、法第 8 1 条第 2 項の指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、第 4 条に規定する指定居宅介護支援の事業の基本方針を踏まえたものとしなければならない。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。